

大阪経済大学教育研究用情報システム利用規程

(趣旨)

第1条 大阪経済大学（以下「本学」という。）情報システム課が管理する教育研究用情報システム（以下「システム」という。）の利用については、この規程により定めるものとする。

(利用目的)

第2条 システムの利用は、主として本学の教育・研究および事務処理の推進のために用いるものとする。

(利用申請)

第3条 システムの利用を希望する者は、「教育研究用情報システム利用申請書」（以下「利用申請書」という。）を提出し、財務部長の承認を得なければならない。

(利用者)

第4条 システムを利用できる者は、次の各号とする。

- (1) 本学学部生および本学大学院生
- (2) 本学教員（専任、任期付、特任）
- (3) 本学教員（名誉教授）
- (4) 本学教員（非常勤）
- (5) 本学職員（専任、準職員、委託要員）
- (6) 財務部長が適当と認めた者

(利用の承認)

第5条 財務部長は、第3条の申請が適当であると認めたときは、当システムにおけるコンピュータアカウント（ユーザID・パスワード）（以下「コンピュータアカウント」という。）の発行を承認する。

2 承認された者のコンピュータアカウントの有効期限は、各々の在籍期間とする。

3 前条第3号に該当する者の有効期限は、申請のあった年度末までとする。利用の継続を希望する場合は、利用申請書を改めて提出しなければならない。

(セキュリティ講習会)

第6条 利用者は、情報システム課が実施する情報セキュリティ講習を年に1回以上受講しなければならない。未受講の場合、財務部長の判断により該当者のシステム利用を停止することがある。

(個人研究室端末)

第7条 第4条第2号の利用者は、必要に応じて個人研究室に端末を設置することができる。

2 前項の端末の設置および利用については、「大阪経済大学個人研究室端末の設置および利用に関する細則」により定める。

(コンピュータアカウントの転用禁止)

第8条 システム利用者はコンピュータアカウントについて、利用申請書の目的以外への使用、ならびに第三者に使用させる行為を行ってはならない。

(利用承認の停止および取り消し)

第9条 システム利用者が本規程に違反、または情報システム課の業務に重大な支障を生じ

させた場合、財務部長はその者の利用承認の取り消し、または一定期間の利用を停止することができる。

(利用申請事項の変更)

第 10 条 システム利用者は、利用申請書の記載事項に変更が生じた場合、情報システム課に対して速やかに届出なければならない。

(システム利用上の倫理要綱)

第 11 条 システム利用上の必要な情報倫理ならびに違反者への措置については、「大阪経済大学情報システム利用者の情報倫理要綱」に定める。

(その他の必要事項)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、システムの利用に関する必要な事項は、財務部長がこれを定める。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、進路・研究・その他会議および教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、平成 9 (1997) 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は、平成 14 (2002) 年 3 月 12 日に改正し、同 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 19 (2007) 年 10 月 26 日に改正し、同日から施行する。
- 4 この規程は、平成 25 (2013) 年 10 月 25 日に改正し、同日から施行する。
- 5 この規程は、2016 年 3 月 2 日に「大阪経済大学情報処理センター利用規程」から名称を変更し、同日から施行する。
- 6 この規程は、2018 年 8 月 7 日に改正し、2018 年 5 月 1 日に遡って施行する。
- 7 この規程は、2019 年 6 月 28 日に改正し、同年 4 月 1 日に遡って施行する。